

(案)
業務用自動車賃貸借契約書

沖縄県(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、業務用自動車(以下「車両」という。)の賃貸借に関して、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第 1 条 この契約は、賃貸借車両を常時正常な状態で稼働しえるよう乙が保守し、甲の使用に供することを目的とする。

(賃貸借物件及び数量)

第 2 条 (1)車 名
(2)数 量 1 台
(3)車台番号

(賃貸借期間)

第 3 条 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日 (60 ヶ月)

(賃貸借料)

第 4 条 契約金額は、総額 円 (月額: 円×60 ヶ月) とする。
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は、 円)
2 賃貸借料について、賃貸借期間に 1 ヶ月未満の端数を生じた場合は、日割り計算により算出する。

(燃料代)

第 5 条 第 2 条の車両に要した燃料は、甲の負担とする。

(請求・支払)

第 6 条 乙は、第 4 条に定める賃貸借料金を翌月初めに、甲に対して請求する。
2 甲は、乙の契約履行を確認し、乙から適法な請求書を受領した日から 30 日以内に賃借料を支払うものとする。

(車両の保険)

第 7 条 乙は、甲に賃貸する車両に、次の自動車保険を附さなければならない。
対人賠償保険 無制限
対物賠償保険 無制限
搭乗者傷害保険 1,000 万円(1 名につき)
車両保険 賃貸する車両を補償しうる額

第 8 条 乙が前条に違反した場合は、甲の過失に基づくものであっても、甲は責任を負わないものとする。

(費用)

第 9 条 この契約の締結に要する費用は乙の負担とし、甲は第 4 条、第 5 条に定めた賃貸借料金及び燃料代以外の費用について、いかなる義務も負わないものとする。

(長期継続契約)

第 10 条 本契約は、「沖縄県長期継続契約を締結することが出来る契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、契約を締結した後において、翌年度以降当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、本契約を解除できるものとする。

(契約の解除)

第 11 条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(下請負契約等に関する契約解除)

第 12 条 乙は、本契約に関する下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。)及び再受任者(再委託以降の全ての受任者を含む。)並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)が、排除対象者(前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。)であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(不当介入に関する通報・報告)

第 13 条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これ

を拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(保守・点検)

第 14 条 乙は、この契約の期間中、賃貸借車両について次に掲げる定期点検等を行うものとする。

- (1) 道路運送車両法に定める定期点検整備及び継続検査のための点検整備
- (2) 車両メーカーの定める整備スケジュールに従った点検整備
- (3) 消耗、摩耗部品、油脂類の交換(タイヤ、バッテリーを含む)

2 前項の保守点検は、原則として乙が指定する工場で行うものとする。ただし、緊急などにより難しい場合は、あらかじめ乙に連絡した上で、他の工場で行うことができるものとする。

(代車の提供)

第 15 条 乙が、前条に規定する保守点検を行うため、甲が必要としたときは、乙は甲に対し代車を無償で貸し渡すものとする。

(賃貸権譲渡の禁止)

第 16 条 甲は、賃貸借車両について賃貸権の譲渡転貸、又は担保の用に供してはならない。

(損害賠償)

第 17 条 乙は、甲の故意又は過失により物件が損害を受け、あるいは損傷された場合は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

(協議)

第 18 条 この契約に定めのない事項、又はこの契約の履行上質疑が生じたときは、甲乙双方で協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和2年 月 日

甲 沖縄県名護市字名護4605-5
沖縄県森林資源研究センター
所長 寺園 隆一

乙